

書評

R・ベラミー／D・シェクター著 小池渺／奥西達也／中原隆幸 訳
『グラムシとイタリア国家』（ミネルヴァ書房，2012）

松田 博*

本書は R. Bellamy and D. Schecter, Gramsci and the Italian State, Manchester University Press, 1993 の全訳である。原書の出版は20年前の1993年の出版であるが、英語圏における1990年代前半におけるグラムシ研究の一定の傾向を示す著書のひとつである。著者のベラミー（ロンドン大学）とシェクター（サセックス大学）はいずれも政治理論、政治思想の研究者である。本書は第一次大戦期からファシズム体制の確立、強化というイタリアの歴史的激動期におけるグラムシの政治的体験や思想形成などの評伝的要素を含む前半の三章（シェクター執筆）と『獄中ノート』における史的唯物論、クローチェの影響、ヘゲモニー論、リソルジメント論などの理論的、思想史的検討を主テーマとする後半の三章（ベラミー執筆）の二部構成となっているが、本書の中心は後半の『獄中ノート』の諸問題の批判的検討にあり、したがって本稿においてもこのベラミーの見解を中心に検討したい。

キーワード：グラムシ、『獄中ノート』、ヘゲモニー、クローチェ、「実践の哲学」、リソルジメント

1 グラムシと「歴史主義」問題

ベラミーは、グラムシによるクローチェとブハーリンの理論的考察とりわけ「史的唯物論」と「歴史主義」の問題を「いささか厄介な諸問題」としてつぎのように述べている。

それらは、マルクス主義の観念論的側面と唯物論的側面とを、それぞれ「フォイエルバッハに関するテーゼ」と1859年の「序言」とによって象徴されるこれら二つの側面を、クローチェとブハーリンについての独自の再考察を通じて総合しようとする彼の試みに集中している。……グラムシ

のマルクス主義的プラグマティズムの内部においては前者が後者を必要とする間に、前者の開放的態度と後者の決定論との緊張がたかまっていき、これを満足に解きほぐすことができなくなってしまったのである（162ページ）。

『獄中ノート』においてグラムシのクローチェ論とくに「歴史主義」問題の考察とブハーリンの「決定論」的な「史的唯物論」解釈の考察とはほぼ同時並行的に進められ、それが「第10ノート（クローチェ論）」と「第11ノート（ブハーリン論）」に集約されていくことはこれまでの研究で明らかにされているが、両者の関係をどうとらえるかについては研究者の間でも見解が分かれている。ここでは両者はそれぞれ独立したテーマではなくいわば表裏一体のものとし

* 立命館大学名誉教授

て執筆されたという点を指摘しておきたい。細部は別としてベラミーはグラムシの「歴史主義」的認識論の意義とともにその問題点を「大きな困難」として指摘している。まずその意義についてつぎのように述べている。

理論と実践との両方の面で、ある学説に新しい歴史を形成する力が備わっていることが立証されるのは、当の学説が、先行するすべての実践とそれらによりどこを与えていた理論の欠陥や矛盾をどうにか解明し、かつまた克服しえた場合だけである。マルクス主義の卓越性は、まさにこのような、ありとあらゆるものを視野に収める全体的な観点に立ちえたことによるのである、と。グラムシの歴史主義は、したがって、ほかの諸時代のもろもろの哲学体系を格闘のすえに批判しつつも、それらにはいまなお相対的な妥当性があるのだということを認める可能性を、残したものであったのである（165ページ）。

グラムシの「歴史主義」には一定の「哲学」や「学説」の内在的批判のみならず、そのような「哲学・学説」を生み出した現実的な歴史的地盤の内在的批判も含まれており、その意味では一定の「哲学・学説」はそれ自体としての「相対的妥当性」を有するだけでなく、それを生み出した現実的な歴史的地盤の「相対的妥当性」も含まれるということを描いておきたい。つまりクローチェを継承した「観念の歴史主義」とともに、マルクス経由の現実的歴史の「歴史主義」（ラブリオーラの「史的唯物論」解釈を媒介としつつ）との緊張関係が内在しているのである。

さらにベラミーはグラムシの見解の「大きな困難」としてつぎの三点をあげている。その第

一は、グラムシは「クローチェの宗教的な神霊信仰と似通った進歩主義的な目的論」に依拠しており、したがって「生産様式の漸進的な開示、資本主義の最終的な危機、そしてまた人類の解放を一身に引き受ける普遍的階級としてのプロレタリアートの地位、に関するマルクスの同類のテーゼへの信頼」を支えとしており、「正統派マルクス主義の教義を機械的に解釈していたわけではないにしても、それらからの影響の趣が彼の学説の底流にあったことは変わりがないのである」としている（166ページ）。しかしながら「正統派マルクス主義」の内容をベラミーは明示していないので論旨が曖昧になっている。もしそれが当時の第二インター系の実証主義的・社会進化論的「マルクス主義」を意味するのであれば、グラムシはそれを実証主義に影響された経済決定論的な「俗流唯物論」として批判した多くの草稿を残している。またその潮流のイタリアの代表的な知識人・研究者であったA・ロリア批判の重要な草稿も複数執筆している。ベラミーもロリアのマルクス主義解釈が「実証主義の伝統と混ざり合っていた」（131ページ）とのべており、さらにグラムシはロリアの「物質的生产力」概念が「科学技術」に一面化されているとして、つまり「技術主義」として批判していたことに言及しているにもかかわらず（155ページ）、「それらからの影響」がグラムシの「学説の底流にあった」と断定することは矛盾した見解といわざるをえない。また「正統派マルクス主義」がプレハーノフや第三インター系のマルクス主義を含意するのであれば、グラムシはブハーリンやスターリンをその理論的代表者とする潮流の経済決定論的な解釈や資本主義的「危機」の直線的深化を意味する「全般的危機」論などにたいして根本

的な批判的考察を「第11ノート」（「ブハーリン・ノート」）や「第22ノート」（「アメリカニズムとフォード主義」）で展開していることは明らかである。グラムシは「マルクス文献」の獄中での翻訳・研究（「第7ノート」冒頭）を契機のひとつとしていわゆる「俗流唯物論」の批判的考察を深めていくが、そこには上述の諸見解への批判が含まれており、グラムシの「学説の底流」にあったのは、ベラミーが言うごとく「それらの影響」ではなく、それらの諸見解への根本的批判であったことは明らかといえよう。

ベラミーはさらにグラムシが「みずからの理論にかかわる第二の大きな困難の種—認知的・倫理的な合理性と道具的・実体的な理性との合一—のことで彼がまったく悩んでいなかったのも説明がつく。グラムシは、価値や目標をめぐる意見が食い違うのは結局のところ、われわれのおかれた歴史的状況について、あるいはこれをとことん利用するための裁量の手段について、十分に認識していないからだと思いついてきた。彼には、ウェーバーのいう『世界の倫理的非合理性』の意味が……わからなかったのである」と述べている（166ページ）。ウェーバーの「世界の倫理的非合理性」とは『職業としての政治』の「責任倫理と心情倫理の対立」の個所にある表現である。要約するとウェーバーは、両者の対立は「底知れぬほど深い対立」であり、心情倫理家は「暴力廃絶のための暴力」的な言説に陥りやすく、したがって「心情倫理家はこの世の倫理的非合理性に耐えられない」のであり、「人は（予見しうる）結果の責任を負うべき」とする「責任倫理」的発想とは「深い対立」があると述べているのである。ベラミーはこの個所を根拠にグラムシは「世界の倫理的

非合理性」の意味を理解し得なかった、と断定している（『職業としての政治』、岩波文庫、88-92ページ参照）。つまりグラムシもまた「心情の炎を絶えず新しく燃え上がらせ」、「純粋な心情から発した行為の結果が悪ければ、その責任は行為者にはではなく、世間のほうに、他人のおろかさや—こういう人間を作った神の意志のほうにあると考える」心情倫理の矛盾のなかにいたということであろう。ベラミーはそこからさらに飛躍して、つまり歴史的行為における「責任倫理」の次元を超えて、「人生と芸術においてそれなりに意義のある立派な物事の背後には往々にして非合理的な、あるいは少なくとも不合理な諸力が潜んでいるものだ」として問題を個人的かつ心理的次元にすり替えており、ウェーバーの論旨とも食い違っている。またそこから再度飛躍して「たいていの人々の日常的な経験や重大な政治的決断の大多数は、相互に比較し得ない二つの善のなかからの難渋苦渋しなからの選択を不可欠の要素としているのだ」と強調しているが、このことこそグラムシが重視した点に他ならない、ということをベラミーは無視している。というのはグラムシは「常識論（コモン・センス）」、民衆意識、フォークロア、サバルタン（従属的社会集団）などの考察において、歴史的諸条件に規定ないし制約された民衆各層（サバルタン諸集団）の意識と行為における非合理的・不合理的な諸要素を重視しているからである。民衆各層の日常意識や行為準則には非合理・不合理的要素が少なからず含有されており、それが日常意識と行為とのずれや亀裂を生み出したり、常識のなかの積極的要素としての良識（ボン・センス）形成の阻害要因となっていることをグラムシは常識論やサバルタン論などの草稿で持続的に検討しているが、ベ

ラミーはこの点を全く看過しているとしかいえない。なお補足しておけば「世界の倫理的非合理性」の問題は、グラムシにおいては「歴史主義」的地盤のうえに再定礎されて、古代人の世界観や自然観、さらには中世的な迷信等々が混在する「奇妙な化合物（アマルガム）」たる民衆の「常識（コモン・センス）」のなかに含まれる「健全な核」を「良識（ボン・センス）」へと精錬していく「知的道徳的（モラル的）改革」論の考察の比重が『獄中ノート』の中期から後期にかけて増大していくということを指摘しておきたい。

ベラミーはさらに「グラムシの立場にまつわる第三の大きな困難」として「グラムシの本質的に全体的なもの見方」を批判的に検討しているが、グラムシの諸草稿のなにを論拠として批判しているのかが鮮明ではない。この論点は、「グラムシのヘゲモニー論にはっきりと表れている」とベラミー自身述べているので、次節で検討したい。

2 グラムシのヘゲモニー観

ベラミーは第5章でグラムシのヘゲモニー概念の「二重の意味」の検討において、グラムシの見解が第一には「彼の時代の正統派マルクス主義の議論」つまり生産力主義的見解によって「下支え」されており、さらに第二には「史的唯物論とクロウチェの歴史主義を融合」しようと試みたが、結局は「歴史主義が究極的には史的唯物論に従属させられ、不幸な結末を迎えた」と主張している。「正統派マルクス主義」の意味についてはすでにふれたように、それが第二インター系のマルクス主義を指すのであればグラムシは「俗流唯物論」批判の諸草稿で根本的

に批判していることをベラミーは軽視ないし無視している。またグラムシにおける生産力、生産関係（とくに生産の社会的諸関係）についての議論（フォード主義論や経済主義批判など）を無視してグラムシを「生産力主義」として短絡的に批判しているのではないかという疑義が生じてくる。

ベラミーはグラムシのヘゲモニー概念の「第一の意味」をめぐる議論は、「力－同意、国家－市民社会、土台－上部構造」という対概念の検討が起点となるとしているが、この点には異存はない。著者はグラムシの「国家－市民社会」の把握において次の論点を示している。

(1)「グラムシの新秩序は国家の衰滅というマルクスの未来像と多くの類似点を有しているが、そこには極めて大きな違いも存在する……」。著者はグラムシの見解が「倫理的国家的可能性の理論化に関する特殊イタリア的伝統の文脈」に関連付ければ説明可能としているが、疑問である。国家・市民社会の統一的把握（広義国家論）というグラムシの視点は、特殊イタリア的伝統というよりも、当時の「俗流唯物論」批判はもとより国家を暴力的支配装置に単純化した「第三インター的（スターリン的）国家論」批判の要素が強いからである。つまり「政治社会プラス市民社会、強制的鎧を着けたヘゲモニーとしての国家」論は、「国家概念の刷新と拡張」とともに「政治社会の市民社会への再吸収」および「ソチエタ・レゴラータ（自己規律的・自己統治的社會）」（訳者は「調整された社会」としているがグラムシの含意を反映した訳語とはいえ、疑問である）形成へと展開し、いわゆる「国家死滅論」から「国家の市民社会への再吸収論」へとマルクス国家論を発展させているのであり「イタリア的伝統」のみ

に還元できない理論的意義を含んでいることは明白といえよう。なお付言しておけば「リソルジメント国家」にかんする歴史的分析（受動的革命論、トラスフォルミズム論など）もたしかにイタリアの歴史的事例分析という意味では「イタリア的伝統」の解明という側面をもっていることは明らかなが、グラムシはそこにとどまらず社会変革の根本的な展開を阻止し「上からの」国民国家形成の一般的ヘゲモニーにかかわる問題（新旧支配集団の妥協など）として位置づけていることをベラミーは無視ないし軽視しているのではないか。「特殊と普遍」「個別と全体」という弁証法的視点があれば、両者の相互関係がより明確になると考えるが（国家理論と国家の歴史的的存在様式との関係など）著者は両者の統一というより分離の視点のほうが強く、グラムシの見解を「特殊イタリア的な」文脈のみに単純化しているといえよう。

(2) 著者はグラムシの見解が「生産の効率性を同じように強調しているという点で、第三インターの見解に近いものであった。……多くの場合両者間の違いは実質的な戦略に関わるというよりもむしろ戦術に関することであった」と主張している（200ページ）。資本主義的危機の直線的深化論を象徴する「全般的危機」論、そこから導出される「社会ファシズム」論や「機動戦型革命論」などはたんなる「戦術論」次元の問題ではなく「国家論」や「社会構成体」論や社会変革論（社会革命の理論的探求）を含む重要な理論問題であったことはこれまでの諸研究で明らかである。つまり著者にとってグラムシの見解は「特殊イタリア的な文脈」に基くものであるとともに、「第三インター」の見解、それも「戦術」にかかわる見解に近いものであった、ということになる。ベラミーの見解を要約

すれば、グラムシの見解は第一に「特殊イタリアの文脈」にもとづき（つまり理論的共通性や普遍性は弱く）、第二に「第三インター」的な見解に近く、第三にそれも「戦略」ではなく「戦術」的なものであった、というきわめて一面的なものになっている。

著者は「革命的ヘゲモニー」について論じた個所（200ページ）で、グラムシの「現代の君主論」は「全体主義的政治」に結びつくとして主張している。その根拠として著者は「マキアヴェッリ・ノート（第13ノート）」の第一草稿の最終パラグラフの一部のみを引用しているので前後の文脈が曖昧となっている。ここでは同パラグラフの全文を紹介しておきたい。

（「現代の君主」論にとって－引用者）つぎの二点が基本である。つまり国民的－民衆的集合的意志の形成であり、現代の君主はその組織者であると同時に能動的で活力のある表現である。そしてさらに知的道徳的改革であり、この二点が作品の構造を形成すべきであろう。……先行する経済改革がなければ、社会的地位や経済世界における変化がなければ、文化的改革は、そえゆえ抑圧された社会的諸階層の市民的向上は存在しうるであろうか？つまり知的道徳的改革は、経済改革の政綱と結合せざるをえないし、経済改革の政綱こそがまさにあらゆる知的道徳的改革の具体的様式なのである。現代の君主は、その発展において知的道徳的改革の全体系を転換する……（ベラミーが引用しているのはこの個所のみである。同書208ページ）。

同上の部分も最終部が引用では不自然に途中でカットされている。その全文は以下の通りである。「君主は、意識において神または定言命

令の位置を占めるが、それは現代的な世俗主義の土台となり、全生活とあらゆる慣習にかかわる諸関係を全面的に世俗化するための土台となるのである」。

*同草稿の全訳は、季報『唯物論研究』no.119 (2012)の拙訳を参照されたい。

ベラミーは同草稿の一部のみを引用し、さらにその文章も重要箇所をカットすることで、強引に「全体主義的政治」へと関連づけようとしているのは明白であろう。グラムシがこの草稿で強調しているのは「国民的・民衆的集合的意志」の形成者および「知的道徳的改革」の推進者としての「現代の君主」＝政党の役割についてであり、政党のヘゲモニー形成機能の独自の意義についてである。グラムシにとって政党はたんなる利益代表的なものではなく「世界観政党」であった。強力な精神的ヘゲモニー装置であるヴァチカンや「俗界の教皇」たるクローチェにたいして（クローチェについては「知的道徳的改革」において果たした役割をグラムシは高く評価している）「世界観」レヴェルでのヘゲモニー闘争を推進し「現代的な世俗主義の土台」を固め、「全生活とあらゆる慣習にかかわる諸関係を全面的に世俗化（非宗教化）」する「知的道徳的改革」こそ「現代の君主」の基本的役割であることを強調した文章であることは明らかであるといえよう。「世界観政党」の思想的・哲学的基盤としての「実践の哲学」が「全体性」を問題にするのは当然のことであり、そのことをもってグラムシの見解が「全体主義的政治」を必要としていたかのように断定するのは短絡的といわざるをえない。

さらに著者は「全体主義的政治」という目的の達成のためには「党員を外部的文化的組織体

と結びつけているすべての糸を引き裂く」だけでなく「他のすべての組織体を破壊すること、あるいは党のみによって調整される体系のなかにそれらを組み入れること」をグラムシが主張したと述べている。しかしながらグラムシがこの草稿（「第6ノート」草稿136B）で述べているのはそのような意味ではない。この草稿を要約すると「一社会集団の他の住民にたいするヘゲモニー装置（あるいは市民社会）」が「統治的・強制的装置としての狭義の国家の基盤である」という点つまり「国家＝政治社会プラス市民社会、強制の鎧を着けたヘゲモニー」としてのグラムシ国家論を示す表現のあとに「全体主義的政治がめざすのは……」というパラグラフが続いている。グラムシは獄中の検閲を配慮して慎重な表現をしているが、この草稿全体を読めばグラムシの含意はベラミーの主張とは全く異なり、ファシズム体制の全体主義的政治の特質を指摘していることは明白であり、上記の二点もそのような文脈で理解することが肝要であり、ベラミーは自己の見解を正当化するためにグラムシの同草稿の内容と含意を歪曲しているといわざるをえない。なおこのパラグラフの最後に著者は「法と慣習」問題に言及している。この個所の出所は、「知的道徳的改革」と「法と慣習」および「市民社会の諸活動」との相互関係について検討を含む重要な草稿であるが（「第13ノート」草稿7C）、著者にはそのような視点はなく、国家が「最終的には調整的な行政装置へと衰退するはずであった」と結論付けているが、一面的な見解といわざるをえない（209ページ）。というのは著者は言及していないが、グラムシには「慣習と法」について論じた重要な草稿があり（「第6ノート」草稿98B）、グラムシはそこで次のように述べている。つま

り法もまた支配集団のヘゲモニー関係の反映に他ならず、従属的社会集団（サバルタン）が既存の法規範を無条件に受容するのではなく（法規範における順応主義＝コンフォルミズムに陥るのではなく－引用者）、あらゆる大衆組織が「法と慣習」をめぐる「立法的議論をもたらすことの必要性」を強調しているのである。つまり「法と慣習」の問題もヘゲモニー論的視点から位置づけることの重要性を強調しているのである。さらに「順応主義」問題も支配集団からの従属的社会集団を「順応」させるための「順応主義」という側面だけでなく、従属的社会集団が支配集団に「押し付け」「順応させる」という意味での「順応主義」という側面をもっていることを補足しておきたい。

*この点に関しては拙著『グラムシ思想の探究』新泉社、pp.203-205を参照されたい。またグラムシの「順応主義」の緒側面については、ベラミーは言及していないがヘゲモニー論との関係で重要な意味を持っているということを指摘しておきたい。この点に関しては拙著『グラムシ研究の新展開』お茶の水書房、第六章「コンフォルミズム概念の再検討」を参照されたい。

3 ヘゲモニーと「史的唯物論」

ベラミーは、①グラムシのヘゲモニー概念の基礎に「マルクス主義の伝統の二つの側面」すなわち「一方での社会の進化の根本的決定因としての生産諸力の強調、他方での歴史の根本的原動力は階級闘争であるという論点」があり、それがグラムシのヘゲモニー概念の二つの意味に「縮約」されていると主張している。②さらにグラムシは「政治の相対的自律性を力説したけれども、究極的にはそれを生産諸力という内的原動力へ逆戻りして関連づけた」としてい

る。③また「この体制の内的矛盾が完全に処理され、乗り越えられる」段階を「手の届く範囲にあると思っていた可能性がある」とし、④「かかる段階では、国家、市民社会、経済は全体的な政治的、社会的、文化的、経済的統一体のなかに溶け込んでしまうであろう。このような議論が危険なのは、それが解放ではなく、労働者階級の教化を、そして社会工学を通じた支配的な生産過程の内部での彼らの地位と義務への順応を、正当化してしまうかもしれない」と述べている（209-2011ページ）。しかしながらベラミーは自己の主張に関連するグラムシの諸草稿を全く検討していない。

まず論点①の「生産諸力」の問題は、グラムシにおいては「構造と上部構造との必然的相互関係」に位置づけられ、とくに「生産の社会的諸関係」が重視される（フォード主義とアメリカニズムの関係など）。したがってグラムシは「生産諸力」が短絡的に「根本的決定因」であるというような見解を採っておらず、むしろそのような「経済主義的」見解に批判的である。「生産諸力」を短絡的に「根本的決定因」とする見解は、グラムシというよりグラムシが批判した社会進化論的な（つまり実証主義的な）「俗流マルクス主義」でありイタリアにおけるその代表者の一人がロリアであった。ベラミーは4章においてロリアなどの実証主義的、社会進化論的「マルクス主義」の問題点について言及しているにもかかわらず（ロリアが生産力主義の代表的論客であったことは明らかである）、グラムシもまた「生産力主義」であったかのようにいうことは論理的に矛盾しているといわざるをえない。論点②も同様に論理的に矛盾している。つまりこのような見解では「政治の相対的自律性」の承認ではなく、否定に他ならないか

らである。グラムシの資本主義認識（とくにアメリカとの対比におけるヨーロッパ）では、生産力や生産関係のより「合理的」な発展のためにも歴史的に蓄積された「鉛のmant」がもつ政治的・イデオロギー的な重圧との「闘争」が不可避であり、したがって「(下部)構造」の問題は必然的に「上部構造」の問題であったことは明らかであろう。さらに論点③についてグラムシは次のように述べている、つまり「人間社会を分裂せしめている内部矛盾」を克服していく「歴史的統一過程」は、そのような内部矛盾の「消滅ともない出現する」のであり、それはまた「政治社会（国家）の消滅と自己規律的社会（ソチエタ・レゴラータ）の実現にいたるまで、おそらく数世紀にわたって持続する歴史的時代」であると。グラムシの展望が「手のとどくところ」つまり近未来的なものであったか否か明らかであろう。

*この点に関しては、拙著『グラムシ研究の新展開』第二章を参照されたい。

さらにこの点は論点④と関連している。グラムシの考察の発展である「国家概念の拡大」つまり「政治社会プラス市民社会としての国家、強制の鎧を着けた国家」論を前提としつつ「政治社会（国家）の市民社会への再吸収」、「自己規律的社会の形成（国家なき国家、倫理的な国家、強制の鎧を剥ぎ取った国家、自己統治的社会など）」の重要な論点をベラミーは全く無視し、それをあたかも「社会学」的な論理つまり「統治技術」の一種のように断定するのは重大な誤謬といわざるをえない。『ノート』校訂版を予断と偏見なしに解説すればこのような一面的でグラムシ思想を矮小化するような見解には至らなかったであろう。グラムシはマルクスの「経済学批判・序言」などの翻訳を通じて

「社会構成体の内在的移行と展開」にかかわる客観的および主体的諸要因の検討のなかで上述のような「数世紀にわたって持続する歴史的時代」という見解にいたったのである。ベラミーは前述したごとく「歴史主義が究極的には史的唯物論に従属させられ、不幸な結末を迎えた」と述べているが、グラムシにおいては「絶対的歴史主義」が「史的唯物論」に含まれていた「俗流的・機械的」唯物論的要素を「克服」したのであって、「従属」させられたのは「歴史主義」ではなく俗流化した「史的唯物論」のほうであった。グラムシの「実践の哲学」論の重要な要素は「絶対的歴史主義に裏付けられた史的唯物論」であり、「不幸な結末」を迎えたのはグラムシではなく、「歴史主義」を忘れた（あるいは排除した）機械的・教条的「史的唯物論」であったことは今日では明らかであろう。

4 グラムシとリソルジメント

(1) 「受動的革命」論

ベラミーの見解では、グラムシはクオーコ由来の受動的革命論を「社会諸関係の配列のいかなる変更をも伴わない新しい政治的構成体の展開という意味で用いたのである」としてイタリアの統一国家形成の歴史的な脈に位置づけて理解している、としている（235ページ）。しかしこの概念の重要性はそれだけではない。たとえば初期ノートにおいてグラムシはつぎのように述べている。「受動的革命の概念は、イタリアのみならず、急進的・ジャコバン的な型の政治革命を通じることなく、一連の改革と民族戦争を経ることによって国家の近代化をめざす他の諸国にとっても適切と考える」（「第4ノート」草稿57B）。ベラミーはこの草稿だけでなく受

動的革命にかんする一連の関連草稿をほとんど検討していないが、この概念は「イタリア的文脈」のみに限定されるものではなく、フランス革命がヨーロッパの支配層に与えた衝撃と危機感を示すものであり、したがって「旧体制との深い断絶」なしの「国民国家」形成の方式を示すものであり「ブルジョアジーが深刻な打撃を受けることなく、またフランス的なテロル（恐怖政治）の装置なしに、権力に到達することを可能にする極めて柔軟な枠組み」を示すものとなったのである。いいかえればクオーコ由来の歴史的概念としての「受動的革命」論は、ジャコパン的な変革闘争を回避ないし緩和しうる「国民国家」形成の政治的ヘゲモニーを示す概念となったのである。したがって対抗勢力の分断、懐柔、孤立化、指導者の吸収などを特徴とする「トラスフォルミズモ（変移主義）」が受動的革命型のヘゲモニーの重要な「政治的アルテ（術）」となったのである。つまり受動的革命論とトラスフォルミズモ論は、フランス革命後のヨーロッパ諸国の国民国家形成をめぐる政治的ヘゲモニーの特質を示す概念となったのである。

*この点にかんしては、拙稿「A. グラムシの『受動的革命』概念の諸相」（『立命館産業社会論集』第48巻1号、2012、を参照されたい。

さらにベラミーは「ブルジョア民主主義国家があの手この手で市民の能動的な同意を引き出そうとするその企ての巧妙さを、グラムシは過小に評価していた」という見解を紹介しつつ、「十分に組織された」国家機構や官僚機構によって「反ヘゲモニーのもくろみを、以前のもろもろの体制の下でよりもいっそう効果的に防げうようになる。さらに重要なことは、ブルジ

ョア民主主義それ自体が、潜在的な反対を規則的に国家支持ないしは擁護に合流させ、もって急進派の変革要求の叫びを無力なものにしてしまうのである」と述べている（245ページ）。ベラミーは「トラスフォルミズモ」にかんするグラムシの草稿をほとんど無視しているが、同上の見解はグラムシが「トラスフォルミズモ」型のヘゲモニーについて述べた見解とほぼ同一であり（グラムシのほうがより精密な分析をおこなっている）、この点をふまえればグラムシが「過小評価」していたとは決して断定できない。むしろ「受動的革命」や「トラスフォルミズモ」にかんするグラムシの見解を「過小評価」していたのはベラミーのほうであったことは明らかであろう。ベラミーの見解の重要な問題点は、前述の論点だけでなく、他の論点も含めて全体として『獄中ノート』における関連草稿のテキスト分析が極めて不十分な点である。それがもっとも露呈するのがつぎの「新秩序」にかんする見解である。

(2) グラムシの「新秩序」観

ベラミーは「グラムシの立論の特殊性は、文化的統一へのイタリアのヘーゲル主義者たちの希求を、マルクス主義から彼が引き出した生産力主義に、自ら融合させたことに由来するものであった」とここでも論証抜きにグラムシを「生産力主義」と断定している（248ページ）。また彼の見解が前節と同様にグラムシのどの草稿を論拠としているのかが明示されないため「急進民主主義に関するグラムシの議論は、史的唯物論についての特殊な理解と結びついた本質的には全体論的な目的論とプラグマテイズム的な認識論とをよりどころとしていた」という断言にも、逆にベラミーの論証方法にたいする

疑問が強まるばかりである（250ページ）。とくにこの節での彼の最大の主張は次の個所にあるといえよう。

ベラミーは「グラムシによって採用されたたぐいの急進民主主義」が「市民たちの側での全知、全能、そしてまた天使のごとき正確さにも依拠するものである」つまりユートピア的なものであるとしつつ、（しかしながらこの「急進民主主義」の内容について彼は説明していない）、「これらの困難を避けることを目指してグラムシは、技術面の権威に服従する必要があると主張した」と述べている（251ページ）。著者はその論拠としてつぎの草稿を引用している。「規律は、個性や自由を無効にしたりはしない。『個性と自由』の問題が提起されるのは、規律が既成事実となっているからでなしに、『規律の背後に権力の源泉が隠されている』からなのである……」（「第14ノート」草稿48B）。ベラミーはこの草稿を論拠に「急進民主主義」について「グラムシが希求したたぐいの民主主義が可能となるのは、それが生産様式から発生して専門の技術者から言い渡されるもろもろのノルマの同化を契機とした、厳格な自己規律をとまなうかぎりのことでしかなかったのである」と主張しているがこれは重大な誤りである。彼はこの草稿の論旨を「新秩序」つまり将来の国家・市民社会にかかわるものとしているがグラムシの論旨はそうではない。というのはこの草稿の論題は「有機的集中制、民主的集中制、規律」であり、したがって政党の組織原則、規律を論じたものであり、ベラミーはそれを「国家と市民社会」関係を含む「新秩序」問題と錯誤したのである（グラムシは重要な草稿については必ずその冒頭に彼の問題意識を示す論題を記している）。「『個性と自由』の問題が提起されるの

は……」の個所は、政党の規律が「有機的」であればそれは政党の「民主主義的秩序にとっての、自由にとっての、不可欠の要素となる」というのがグラムシの論旨である（「第6ノート」草稿84B）。前述の草稿は「第14ノート」のものであるが、その前提となる草稿は「第13ノート」の草稿である。グラムシは「現代の君主」としての政党論の探求の中で「有機的集中制」にふれている。「『有機性』は民主集中制にのみ存在するものであり、民主集中制とはいわば運動する『集中制』である……」。とりわけ従属的社会集団（サバルタン）を代表する政党はこの「有機性」を重視する必要がある。「民主集中の思想からひとつの弾力性のある定式が生まれ、その具体化は多様である。……その定式とは、表面の不一致のなかの等しいもの、およびその逆に、表面の一致のなかの違ったもの、または反対のものを、批判的に研究し、同類のものを組織し、固く結合させるということである」（「第13ノート」草稿36C）。

以上からも明らかなようにベラミーは、その草稿が何を主題として執筆されたかというテキスト分析の基本も無視し、草稿の内容を歪曲し、自己の見解に強引に当てはめていることは明らかである。しかも草稿の内容と照合して自己の仮説を検証するのではなく、逆にグラムシの見解を「見事な詭弁 In a fine piece of sophistry」とまで断言しているのには唾然とせざるをえない（251ページ）。詭弁というのは「人を欺くために意識的に行なう論理上の虚偽」（『岩波哲学小辞典』）のことであるが、詭弁的な論法を使ったのはグラムシではなくベラミーのほうであることは明らかであろう。

グラムシにとって社会変革の展望は「経済学批判・序言」のグラムシ的解釈にもとづき（そ

これは社会構成体の「断絶」と「飛躍」ではなく、その内在的移行と質的發展を基調とするものであったが、「数世紀を要する」過程である「国家の市民社会への再吸収」・「自己規律的・自己統制的社会形成」はそのような展望のなかで位置づけられ、したがって従属的社会諸集団（サバルタン諸集団）のサバルタン性の克服、自律性の形成が重要な課題となる。その意味で「第25ノート（サバルタン・ノート）」はベラミーの仮説を検証する上でも重要な「ノート」であると考えられるが、彼はこの重要な「ノート」を全く検討していない。

ベラミーの議論をフォローしていくと、「受動的革命」論、「トラスフォルミズモ」論などにかんする重要な草稿や関連「ノート」（「第19ノート」や「第22ノート」など）の検討を抜きにして彼の見解が主張されていることが少なくない。グラムシの引用は一応『獄中ノート』校訂版（いわゆるジェルラターナ版）からなされているようであるが前述したように「校訂版」の諸草稿を系統的に検討していれば前述のような致命的な誤りを犯さずにすんだであろう。

ベラミーは第6章の結語でつぎのように述べている。「国家と市民社会との、自由と権威との緊張にこそ、政治の、したがってまた民主主義の、本質的な必要性が見出される。この事実を認めなかったことが、グラムシの踏まえたマルクス主義の伝統とイタリアの政治の伝統との、双方にとっての悲劇のもとであった。その結果として、両者は最近のもっとも抑圧的な国家システムのいくつかを生じさせることになったのである」（257ページ）。ベラミーの論旨からすれば「抑圧的な国家システム」とは「全体主義的国家システム」を含意すると考えられるが、グラムシを「全体主義的」志向性をもった思想家とする著者の論調からすればグラムシも間接的にそれに加担したというニュアンスである。しかしながらすでに述べたごとくベラミーの論旨は、グラムシの草稿の内容を大きく歪曲することによって「構築」されたものであり、ベラミーの論法を借用すれば「詭弁」的なのはグラムシではなくベラミーのほうであるといわざるをえない。（2012年11月22日記）